

滞在型市民農園クラインガルテン栗源の利用規則

(目的)

利用者が協力し適切な管理を行うことで、有意義な農園ライフを実現することを目的とし、この規則を定める。

(利用者の条件)

利用者は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 既存の施設・設備において、健やかな農園ライフを送る意思を有するもの
- (2) 利用者同士の関係を良好に保ち、市民と積極的に交流できるもの
- (3) 共用部分の共同作業・除草作業等に参加できるもの
- (4) 本規則を遵守できるもの

(農園の管理)

利用者は、次に掲げるとおり農園を管理するものとする。

- (1) 定期的に簡易宿泊施設の換気や清掃を行い、芝生の手入れや農園の除草に努めること
- (2) 貸付農地において、無農薬での栽培に努めること
- (3) 悪臭や騒音の防止に努めること

(禁止事項)

利用者は、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 簡易宿泊施設の改修及び建築物・工作物の設置
- (2) 貸付農地での営利を目的とした栽培及び行為
- (3) 施設の転貸
- (4) その他、秩序を乱す行為や他の利用者の迷惑になること

(損害の賠償)

利用者は、利用者の故意または過失により施設に損害を与えた場合、利用者の責任において補修しなければならない。この場合、費用は利用者の負担とする。

(原状回復義務)

利用者は、本物件の明け渡し時において、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、直ちに簡易宿泊施設及び農地を原状に復して甲に明け渡すこと。

(貸付契約の解除等)

利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、香取市は貸付契約を解除、若しくは貸付契約の更新を拒否することができる。契約を解除した場合、利用料は返還しないものとする。

- (1) 第2条に掲げる条件を欠いたとき
- (2) その他、香取市及び管理会社の指導に従わないとき

(その他)

ここに記載のない事項については、管理会社が細則を定めることとする。